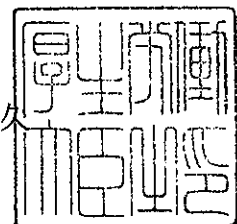


厚生労働省発基安 0126 第1号

平成 29 年 1 月 26 日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、  
貴会の意見を求める。

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 事業者は、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン及び三・三―ジクロロ―四・四―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者に対し、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンによる血尿、頻尿、排尿痛等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿中の三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡の検査、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

二 事業者は、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミ

ノジフェニルメタンによる血尿、頻尿、排尿痛等の自覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡の検査、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査について、六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとすること。

三 事業者は、一又は二の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査（三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）及び医師が必要と認める場合は膀胱鏡<sup>ぼうこう</sup>検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査等について、医師による健康診断を行うものとすること。

## 第二 施行期日

この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。